

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 (07203)	
地域名 (地域内農業集落名)	熱海地区 (中山、雑子内、七瀬、上高玉、下高玉、仲当、青木葉、横川、石筵、 竹の内、安子ヶ島、一ノ沢、上伊豆島、下伊豆島、長橋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月25日 (第4回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

熱海地区は、農業者の平均年齢68.82歳と高齢化が進み、かつ、担い手不足による遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

- ・害獣(サル、クマ、シカ、イノシシ、ハクビシン、カラス、サギ、スズメ等)の被害が増加し、特にサルについては、花火等で対策をしているが、慣れてきている状況である。
- ・石筵地区では基盤整備を進めているが、未登記農地が多く困っている。
- ・水については雨量が減ってきているが、現時点では問題は起きていない。
- ・横川地区は昭和43年頃に基盤整備を行い、市内でも一番早い地区であったことから、水路などの老朽化が進んでいる。なお、下伊豆、上伊豆地区も基盤整備後訳40年が経過し、同じく水路の老朽化がみられる。
- ・工業団地への通勤者により、通常の通勤路が渋滞すると、抜け道として農道に入ってくるため危険に感じる。

【地域の基礎的データ】

農業者:413人(うち50歳代以下32人)
団体経営体(法人・集落営農組織等) 13経営体
主な作物:水稲、果樹(梨、ブドウ)、畜産(肉用牛)、施設野菜、露地野菜、花き、等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化がすすめられるよう基盤整備事業の要望等を行い、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

- ・鳥獣害対策として、今まで以上に地域と猟友会とで連携を図り被害が拡大しないよう図っていく。
- ・他地区に比べて果樹や畜産の農家の割合が高い地域であり、今後離農する方も増えていくことが想定されるため、農地に近い空家を提供する等、第三者への継承を含めたパッケージとして支援することを話合いの場において検討を進めていく。
- ・磐梯熱海温泉とタイアップで、地元野菜を入れてもらう計画が過去にあり、配送を農家が直接行うことが難しく実現できなかったが、配送のハブとして、JAや物産館などと話合いを進めていき、地域のブランド化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,027 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,027 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。
また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地中間管理機構の機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを進めていく。また、多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を積極的に整えていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的を持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、担い手には機械利用も含め、関係機関や地域で協力し、技術指導や知識の継承をはかる。集落内農業者だけでは農地の保全は難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。
また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、定年帰農者や半農半X(兼業農家)のためにも、機械の共同利用なども積極的に検討していく。
加えて、今後の高齢化に向けて、集落を越えて話し合いの場をつくり、また地区内で後継者の育成を進め、女性や出し手の労力を活用することで農業を担う者を応援する組織づくりを行っていくほか、第三者継承も視野に入れ空家の活用を促すなど、地域で持続的に農業を行えるよう取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農業支援サービス事業者等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年、サル等による有害鳥獣被害増加傾向にあることから、被害が拡大しないよう防止柵、ワイヤーメッシュ電気柵や箱罟等の設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の取り組み等により、環境にやさしい農業及び経費の節減を目指す。

③スマート農業技術の導入等により、農作業の省力化や農産物の高品質化を図り、地域農業の維持に努める。

④⑤高齢化や担い手不足が進む中、園地継承も含め、梨産地として維持を図っていく。

⑦⑧多面的機能支払組織や中山間地域等直接支払組織の活動を継続していくことにより、老朽化してきている農道・用排水路等の修繕・維持管理を行い、効率的に農作業ができる環境づくりを実施していく。

⑨耕畜連携(循環型農業)を行うことを地域内で積極的に検討を進めていく。